

事業譲渡基本合意書

株式会社百十四銀行(以下、「甲」という)と四国貯蓄信用組合(以下、「乙」という)は、乙の甲に対する事業譲渡(以下、「本件事業譲渡」という)に関し、次の通り基本合意書を締結する。

- 第1条 乙は、その経営状況を踏まえ、甲に事業譲り受けを要請した。これに対し、甲は、地域信用秩序の維持及び中小企業を中心とする香川県経済への影響を考慮し、甲の株主総会の承認決議、法令に定める関係官庁の認可等を条件として、乙が有する資産・負債を譲り受けることについて基本的に了解した。
- 第2条 甲が乙から譲り受ける資産・負債については、甲、乙協議のうえ、これを決定する。その際、貸出金等与信資産の譲り受けについては、善意かつ健全な債務者の保護の趣旨に反しないものとする。
- 第3条 乙の事業に従事している職員の雇用関係については、甲はこれを承継しないものとする。ただし、職員の雇用先の確保については、甲が乙に協力する。
- 第4条 本件事業譲渡にあたっては、関係機関と調整のうえ、法令に従い、甲と乙が契約締結に向け協議する。
- 第5条 甲は、本基本合意書の締結日以降、何時にても、乙に対し資料の閲覧、提供又は説明を求めることができるものとする。
- 第6条 甲及び乙は、本件事業譲渡の実行にあたり必要となる事項について、信義に従って誠実に協議し、事業の円滑な譲渡に向けて努力する。
- 第7条 本基本合意書は、当事者間の本基本合意書現在の意向を確認したものにすぎず、第5条及び本条を除き、法的拘束力を有しないものとする。

この合意が成立した証として、本書正本2通を作成し、甲、乙が記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成12年5月22日

(甲) 高松市亀井町5番地の1
株式会社 百十四銀行 取締役頭取 綾田修作

(乙) 高松市瓦町1丁目4番地10
四国貯蓄信用組合 金融整理管財人 武田安紀彦

金融整理管財人 池田清一郎